

研修会等参加報告書

令和4年2月23日

天童市議会議長様

会派名 清新会
 代表者氏名 鈴木照一



下記により、会派において研修会等に参加してきましたので報告します。

記

研修会等名	議員定数・報酬並びに議会改革についてのオンラインセミナー
主催団体名	会派 清新会
日 時	令和4年2月22日(火) 10時00分 ~ 15時00分
会場・場所	天童ホテル
全体参加者数	10人
内 容 等	現在、天童市議会において検討が重ねられている『議員定数・報酬』について、有識者からのアドバイスを今後の参考とする。 また、並行して進めている議会基本条例の見直しを含めた議会改革についても、全国的な取り組み等から今後の検証作業の参考とする。
市政の課題への参考等	<p>【議員定数・議員報酬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●議員定数・報酬の関連性 <ul style="list-style-type: none"> ・議員定数と議員報酬には理論的な関連性はなく、別個独立の事象として勘案する必要がある。 ●議員定数の算定方式 <ul style="list-style-type: none"> ○常任委員会方式 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な委員会構成人数については、議員定数議論の際、特にエビデンスを示さず、7~8人が妥当としているが、それを証明している議会はない。 ・海外の組織内マネジメントの実証研究の結果から導き出された委員数は、十分な議論と統制が取れる面から5~7人。 ・常任委員会数を現行の3委員会とした場合、議員定数は最大で21人。

	<p>○面積人口方式</p> <p>[標準的な議員定数の計算]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員定数 = $14.78 + 0.0846 \times \text{人口(千人)} - 0.0000655 \times (\text{人口(千人)}) \times (\text{人口(千人)}) + 0.0061 \times \text{面積(km}^2\text{)}$ ・天童市の議員定数 = $14.78 + 0.0846 \times 62.1 - 0.0000655 \times 62.1 \times 62.1 + 0.0061 \times 113.01 = 20.39 \approx 21$ 人 <p>●議員報酬を考えるにあたっての留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> ①住民の選挙によって選ばれた地方公共団体の特別職 ②一般職の事務職員と異なり任期は4年しか保証されていないこと ③年金が存在しないこと ④退職金がないこと ⑤議員は対外的に職業として認識されていないこと <p>●議員報酬算定の基準方式</p> <p>○執行部職員の給与を基準とする考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般職最高級の局長又は部長の給与を参考に考える方式。 ・天童市部長最高俸給 454,100円。 ・市長 940,000円、副市長 705,000円、教育長 610,000円。 <p>○議員の職務遂行日数の計算方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会活動日数を議員の職務遂行日数の基本的な要素とする。 ・住民との接触活動日数及び議員個々の調査活動日数を議会外における日常議員活動日数として考慮する。 <p>【議会改革】</p> <p>●議会基本条例制定において想定された問題点</p> <p>○改革先行型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改革を実践し、その中で効果のあった事項について条例化することにより改革を継続いていこうと考え議会基本条例を制定したところは、理念と実践の乖離が少ないと考えられ問題が起こる可能性は低い。 <p>○条例先行型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改革の実施・効果の測定をすることなく議会基本条例の制定を行い、制定後に改革の効果を見極める場合、理念と実践の乖離が大きい場合があり問題が起こる可能性が高い。 <p>●議会改革の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の負託を受けた代表として議員・議会の役割を十分に果たすこと。 <p>●条例に対する議会の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例の制定から一定の期間を経過することにより、制定当初の議会と構成が変化し、議会基本条例制定に関わった議員と関わらなかつた議員との間に議会基本条例に対する認識や熱量の違いが出やすくなり、議会基本条例が風化する傾向にありアクセサリー的な条例に変化しつつある。 ・定期的な検証及び見直しが必要となる。
--	--

	<p>●議会報告会・意見交換会の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ①参加者数が減少する ②参加者の属性が偏在化する ③少數のクレーマーの場となる ④労力のわりに効用が低い ⑤参加者の満足度が概して低い傾向にある <p>●議会報告会・意見報告会改善手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平日夜の開催から土日祝日の昼間開催 ②議場や公民館での開催でなくアウトリーチによる手法で ③意見交換を主とするコミュニケーション広報へ ④個々の議員ごとの意見表明を認める ⑤議会単独ではなく他の機関と連携や共催する ⑥意見交換の際にはテーマを決めて聴取する
--	--

参加者の感想等	参加議員	感 想 等
	鈴木照一 (武田正二、水戸保、山崎諭、山口桂子、遠藤敬知、水戸芳美、佐藤俊弥、古澤義弘、佐藤孝一) の分は別紙	<p>検討委員会の名称が議員定数と議員報酬を併記しているため、個別案件にもかかわらず関連付けて議論しがちだが、分けて考えること確認することができた。</p> <p>議員定数を常任委員会の人数から算定すると、常任委員会の最適人数を7～8人とするとの根拠は示されたことがなく、今回示された5～7人とするとの優位性は参考したい。現行の3常任委員会(7人)の21人することは総合的に妥当と考える。</p> <p>議員報酬は、議員の職務遂行日数を客観的に数値化し算定することや他市の類似議会の議員報酬を参考することも必要と考える。また、全国的に議員報酬が700万円以上の議会では無投票がないことが示された。これも参考したい。</p> <p>議会基本条例は定期的に検証することが求められる。</p> <p>議会報告会・意見交換会は、今回示された改善手法を参考したい。</p>

研修会等参加報告書

天童市議会議長様

清新会 武田 正二



研修名 「適正な議員定数・議員報酬の決定手法を考える」「議会改革について」

※ オンライン研修

研修日 令和4年2月22日

講師 勝利地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬 和彦氏

研修場所 天童ホテル

研修内容

《 適正な議員定数・議員報酬の決定手法を考える 》

研修項目

1. 議員定数
2. 議会の機能を発揮する議員定数における視点
3. 議員定数に関するアンケート調査結果一覧
4. 議員定数の算定方式
5. 議員報酬の意義と性質
6. 議員報酬の対象となる活動の範囲
7. H20年法改正において歳費としなかった理由
8. 議員報酬算定の基準方式

《 議会改革について 》

1. 議会改革が機能するかどうかの分岐点
2. 議員間討議
3. 議会報告会・意見交換会
4. 議会ICTの推進
5. 検証および見直しの必要性

感想

議員定数については、少なければ少ないほど執行部には有利だと考える。二元代表制である限り、そのバランスが重要であり、削減をするかどうかは報酬を含め、その根拠を市民に理解できるエビデンスを持って説明していかなければならないと考えます。

議会改革の本来の目的は、住民の負託を受けた代表として議員・議会の役割を十分に果たすことである。しかし、最近はマスコミやSNSでの外部の目を意識した、パフォーマンス的な見かけ上の言動が見受けられ危惧している。これからも、議会基本条例に沿った議事運営、議員間討議を取り入れた充実した審議、またICTの推進を行いながら、随時議会の検証見直しを行い、活性化を図らなければならないと、研修により再確認しました。

以上

清新会オンライン研修会

村山俊雄議長様

水戸保


議員定数・議員報酬について

人口減少になったとしても、市政の課題が少なくなるわけではない。減らせば若い世代がなお立候補しづらくなる。講師は天童市の財政事情等を調べ数値的に適正であるので、1名減で21名が妥当であると言うので清新会の案と一致していたので、安心した。

報酬については、執行部職員の給与や市長の給与額を基準方式とする方式があるというので、算定して特別職報酬等審議会条例に従い決定してもらえばいいと言う。全国市議会議長会の調べでは、年額700万円以上の議会は無投票になっているというので、なるほどと感じた。

議会改革について

特に議会報告会について、全国的に参加者が少ない傾向にある中で参加者が増えている市議会を紹介してもらった。

長野県飯田市ではまちづくり委員会と共に催でやり、報告を主とするインフォメーション広報でなく、意見交換を主とするコミュニケーション広報をやり参加者が増えていると言う。まちづくり委員会とは市民の組織、本市でいえば地域づくり委員会であるが、各地域の温度差があるので本市ができるか疑問である。

会派研修報告

山崎 諭

令和4年2月22日（火）午前10時より天童ホテル内で((株)地方議会総合研究所の廣瀬和彦氏より「議員定数・議員報酬の決定手法を考える。」と「議会改革について」の二題についてリモートで研修を受けた。

「定数・報酬」については令和2度の全国市議会議長会での調査結果によると平成23年から令和元年までの8年間で平均9.2%議員定数が削減されており人口5万人～10万人規模では22.7人から20.6人に減少しているとのこと。全国的に人口が減少する中で地方議会としては必然の流れなのかと思うが議会の役割は様々な市民の要望や意見を議論を重ねて市政に反映させていくこと、また市政をチェックすること等にあるのでそれを十分考慮しながらの定数改正としなければならない。「議員報酬」について、議員定数と議員報酬には理論的な関連性はなく別個に勘案する必要がある。報酬の決定要因としては各議会の活動状況や自治体の財政事情、市民の所得水準、類似団体との比較均衡世論の動向等が考えられる。留意点として、議員は選挙で選ばれた特別職であること、任期中の4年間しか保証がない、年金がない、退職金がないことなどがあるが若い人、働き盛りの人の立候補を促すには魅力のあるような報酬も必要であると思う。

「議会改革」について

岐阜県可児市議会が行った市民アンケート調査の結果によると「議会に関心がありますか」については、関心がある 8.9%、少し関心がある 31.3%、あまり関心がない 44.4%、関心がない 14.4%となつており、「市民の声が市議会に反映されていると思いますか」については、反映されている 5.4%、反映されていない 24.6%、わからないが 69%、また「市議会は改革が進んでいると思いますか」については、進んでいる 3.1%、進んでいない 26.7%、わからない 67.9%となつていた。天童市でもアンケートを実施したらどのような結果になるだろうか。そう大きな違いはでてこないのでないだろうか、自分の生活や自分の地域に関することが問題になった場合は大いに関心を示すがそれ以外については多くの方々はあまり関心を示さないのではないかと思う。

他にも何点か話を伺ったが講師の廣瀬氏は長らく全国市議会議長会の事務局におられた方なので拝聴の度に大変勉強になる。

議員定数・議員報酬研修会レポート

清新会 山口 桂子



令和4年2月22日、天童ホテルにて、(株)地方議会総合研究所、廣瀬和彦様から「適正な議員定数・議員報酬の決定手法を考える」の講演をお聴きしました。

現在、天童市議会において、議員定数・議員報酬検討委員会を設置し、各会派での話し合いも重ね、議員定数・議員報酬をどのようにすべきか議論をしています。

議員定数については、大事な視点として多種多様な住民の意見・要望、あるいは地域等の課題を把握し、議会の審議を通じて市政に反映させているかが重要となります。また、行政のチェックや市政における課題解決のために、政策提案を行い解決に導くことです。

議員の定数が減少することが市民の方々の意見を拾いにくくなるかについては、極端に減らさない限り問題は少ないと思われます。天童市の議員定数については、面積人口方式によると21人のようです。これから、人口減少が進む中、時代に合わせて議員定数も見直しをかけ、適正な数で運用していくことが大切だと思います。

議会改革も少しずつ進んでいますが、議員間での討議や活発な常任委員会の運営、議会報告会を通しての市民との交流等を通して、ひとりひとりが研鑽を高めていく必要があると思います。

次に、議員報酬についても時代を反映しながら、地方公共団体の特別職であること、任期は4年しか保証されていないこと、年金が存在しないこと、退職金がないこと、対外的に職業として認識されていないこと等、以上のこと踏まえると、7%程のベースアップは必要と思われます。

今回の講習会でたくさんのこと教えていただき、議員定数・議員報酬について、色々な角度から考えることができました。

令和4年8月10日

天童市議会 議長殿

清新会
遠藤 敏知

令和4年2月22日(火)の会派研修会
が終了いたので報告いたします。

。講師 (株)地方議会総合研究所
代表取締役 廣瀬和彦氏

。内容 (1)議員定数・議員報酬について

(2)議会改革について

(1) 議員定数・議員報酬について

議員定数

- ・議員定数の削減は、議会改革と切り離して検討すべき
- ・類似市との比較検討は、あり意味がなく、本議会がどうあるべきを主眼に置いて検討すべき
- ・複数・多様化する地域課題の把握と、委員会審査の重要性を考えれば一定の議員定数は必要である
- ・住民の議会に対する無関心と議員定数への理解の欠如の実も考慮し、住民意見に周到に対応することなく検討すべき
- ・どうしても削減が必要であれば、少數削減を段階的に検討すべき

議員報酬

- ・特別職報酬等審議会の参考資料となり、研修会で示された各種算定方式で算定し、比較・検討も必要と考える。
- ・選挙による特別職との親密で、任期4年のみの保証、無年金、退職金がないこと等も、める程度考慮することも必要である。

本市は、人口5万～10万人の自治体の中では、定数・報酬とも、ほぼ中位であり一時の風潮に流されずこじめく慎重に検討すべきである。
定数削減がなれば不適の解消手法ではないと考える。

(2) 議会改革について

条例めりきでなく、改革の実践が重要。
理念との乖離が問題であり、条例改正を含め、
改革の継続が重要。
議会として何に重点を置くべきかを明確に、

議員間討議

ある意味重要な考え方。本来、議員対議員
ではなく、議会対首長であるべきであり、手法の
検討が必要である。

議会報告、意見交換会

課題は、どの自治体も同様であり、開催手法
の検討はすべきではあるが、住民の無感心さ
もある説で限界を感じる。

議会 ICT の推進

必要性は高まって来ると思うが、段階的、
計画的に進めていくべきと考える。

先進地調査等報告書

令和4年2月24日

天童市議会議長様

会派名 清新会

水戸 芳美

下記により、会派において研修会等に参加してきましたので報告します。

記

研修会等名	適正な議員定数・議員報酬の決定手法を考える
主催団体名	(株) 地方議会総合研究所 講師：代表取締役 廣瀬 和彦
日 時	令和4年2月月22日（火） 9時30分～12時00分
会場・場所	天童ホテル
全体参加者数	約10人
内 容 等	<ul style="list-style-type: none">●（地方自治法90・91条）市町村議会の議員定数は、条例で定める。●地方自治法における議員定数規定の推移<ul style="list-style-type: none">・5～10万における法規定上の議員定数は、平成11年までは36人で平成23年までは30人となっていたが、現在は、特に規定は無い。平成23年、議会制度の自由度高め、議会機能を充実・強化させる見地から法定上限制度はもはや不要であると廃止した。●議員定数改正のタイミングと任期ごとの議論<ul style="list-style-type: none">・一般選挙が行われる最低でも半年～1年前には議論を終わらせる必要がある。議会の根本である定数を4年ごとに議論する必要は無い。

●議員定数・議員報酬の関連性

- ・議員定数と議員報酬には、理論的な関連性はなく、別個独立の事象として勘案する必要がある。
- ・実務的には、議員定数と議員報酬を同時に改正する形が多い。
→ 一方を削減すれば、一方を増加する形をとったほうが、住民感情が厳しくなりにくい。

●議員定数の算定方式

- ①常任委員会方式
- ②人口比例法式
- ③小学校区方式
- ④議会費固定化方式
- ⑤類似都市との比較法式
- ⑥面積・人口方式

① 常任委員会方式

ア、常任委員会の適正人數を考える上での視点

- ・可児市議会、会津市議会、西脇市議会において、討議性を高めるために必要な議員数は、7~8名である。と判断して委員会を改正している。しかし、特にエビデンスを示さず、説得力に欠ける恐れがある。
- ・エビデンスとして、企業経営の各組織内マネジメントが適正に行うことができる人数で一般的には、5~7名が望ましいと言われている。

イ、エビデンスに基づく委員会構成員

- ・実証研究から導出できる委員数は、5人または、6人である。委員会として十分な議論、統制が取れる面から勘案した委員数。

ロ、委員会が7~8人の人口段階別議員数

- ・5~10万人の人口では、1委員会あたりの常任委員数は、7.5人
1委員会から算定した議員定数は、24.0人

ハ、常任委員会方式で、天童市を数式に当てはめる。

$$7.5 \times 3 \text{ (委員会)} = 22.5 \text{ 人} = 23 \text{ 人} \text{ となる。}$$

②人口比例方式

ア、人口50,000以上~70,000未満の住民代表数は、2,130~4,618人

- ・天童市の人口62,140人として、議員1人当たりの住民代表数を、2,000人、2,500人、3,000人とした場合の計算式。

2,000人→27人、2,500人→22人、3,000人→18人

- ・人口比例方式で、天童市を計算してみる。

$$62,140 \text{ 人} \div 2,500 \text{ (5~10万人)} = 24.85 \text{ 人} = 25 \text{ 人となる。}$$

② 小(中)学校区・行政区方式

ア、小(中)学校区を住民による1つのコミュニティ単位としてとらえ、そのコミュニティを代表とする議員数をコミュニティに属する人

口または、学生数で勘案していく方法。

- ・天童市を当てはめて計算すると、20人になる。

③公民館方式

- ア、天童市を当てはめて計算すると、21人になる。

④議会費固定化方式

- ア、会議費に占める適當な割合・例 1% - 議員定数×議員報酬以外の
経費 = 議員定数×議員報酬

⑤類似都市との比較方式（人口規模・財政状況）

- ア、人口規模・財政規模の類似する議員定数を集める。

- ・それぞれの議員定数を当該地方公共団体の議員定数で割り、その平均
値を取り当該地方公共団体の議員定数にかける。
・天童市を当てはめて計算すると、22人になる。

⑥面積人口方式

- ア、標準的な議員定数の計算（政令市は除く）

- ・天童市を面積人口方式で計算すると、21人になる。

●議員報酬の意義と性質

ア、議員報酬の意義

- ・議員とは、議員に対する一定の役務に対する対価として与えられる反
対給付という。なお、常勤の職員に対する給与で、非常勤の職員に対
するものは報酬であり、議員報酬は報酬に近い考え方のものである。

イ、議員報酬の意義

- ・原則的に、議員が職務を執行することに支給されるべきもので、職務
を執行しない場合には支給すべき性質のものではない。

●議員に対し条例で規定すれば支給が可能なもの

ア、議員報酬（地方自治法 203 条 1 項）

イ、期末手当（地方自治法 203 条 3 項）

ウ、費用弁償（地方自治法 203 条 2 項）

エ、政務活動費（地方自治法 100 条 14 項）

●議員報酬決定の要因

ア、各団体の議会活動状況

イ、財政事情

ウ、住民所得水準

エ、類似団体との比較均衡

オ、世論の動向

●特別報酬等について（昭和 39 年 5 月 28 日自治給第 208 号自治事務次官
通知）

- ・最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめ

ぐる世論の動向をかんがみ、地方公共団体の職員の報酬の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によつて通知する。

ア、地方自治法第138条第3項の規定による都道府県知事の付属機関として、特別職報酬審議会（審議会）を設置するものとすること。

●特別職報酬等審議会参考基準

- ① 近年における消費者物価上昇率
- ② 人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体等の特別職の職員の給与額
- ③ 過去における特別職の職員の給与改定状況
- ④ 一般職員の給与改定状況
- ⑤ 議会費の前5か年的一般財源構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込み
- ⑥ 当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民1人当たり額と類似地方公共団体のそれとの比較
- ⑦ 議會議員の活動状況（審議日数）

●議員報酬を考えるにあたっての留意点

- ① 住民選挙によってえらばれた地方公共団体の特別職
- ② 一般書職の事務職員と異なり任期は4年しか保証されていないこと
- ③ 年金が存在しないこと
- ④ 退職金がないこと
- ⑤ 議員は対外的に職業として認識されていないこと

●議員報酬算定の基準方式

- ① 市政の貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める考え方
 - ② 執行部職員の給与を基準とする考え方
 - ③ 国会議員の歳費を基準とする考え方
 - ④ 日当制を根拠に算出する方法
 - ⑤ 当該団体の長の給与額を基準とする考え方
 - ⑥ 比較方式
 - ⑦ 議会費の割合を一定とし算出する方法
- ① 市政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める考え方
・収益方式は市政への貢献度を指数化することが困難
- ② 執行部職員の給与を基準とする考え方
・昭和37年都道府県の部長級の中間程度を適当とする考え方が示された
・昭和44年に市議会議長が市長給の概ね1/2に該当する課長給を最低基準とすることが適当であるとの考えを示す
- ア、天童市の現状
・議員報酬：393,000円、議長報酬：470,000円

- ・部長級最高俸給（管理職手当含む）：454,100円（7級61号俸）
567,625円（113,525円・25%限度）
 - ・市長：940000円、
副市長：705000円、教育長：610,000円（751,666円）
- ※議員報酬=454,100円以上～567,625円以上
（一般職最高俸給を考慮）=610,000円以上
（教育長）751,666円以上（三役平均以上）

③ 国会議員の歳費を基準とする考え方

- ・天童市で計算式に当てはめると、539,598円
- ⑥類似都市との比較方式（人口規模・財政規模）
- ・天童市に当てはめて計算すると、369,420円

市政の課題への参考等

●天童市議会では、議員定数・議員報酬検討特別委員会を設置して、令和3年1月から定数と報酬を検討中である。そうした中、地方議会総合研究所の廣瀬和彦氏より、適正な議員定数と議員報酬の考え方を、新型コロナウイルス感染症の感染者数が日々減少しないこともあり、ウェブで研修して頂いた。色々な手法を使って議員定数や、議員報酬の考え方を学ぶことができた。

議員定数において、5万から10万人における法規定上の議員定数は、平成23年まで30人となっていたが、現在は、特に規定ないということだった。また、議員定数と議員報酬の関連性は、理論的な関連性ではなく、別個独立の事象として勘案する必要とのことである。

それに天童市議会では、常任委員会が3つあり、各7名が所属しているが、平成12年の常任委員会設置既定の改正前までは、人口30万人未満の市は4以内の常任委員会を置くことが出来たが、現在は、特に数の規定は無くなつたようだ。エビデンスに基づく委員会構成員を考えた場合、十分な議論、統制が取れる面を勘案して、実証研究から導入できる委員数は、5人又は6人ということで、地方議会の役割を踏まえた委員数は、それを下回らないような構成にしなければならないと思う。

議員報酬に関しては、色々な市で報酬のアンケートをとった結果として、議員報酬の認知度は、約90%近くが知らないに対し、報酬の評価は、60%が多いと回答している。報酬の金額が判らないのに多いと回答していることは、市民感情として、議員の報酬に対しては少ない方が良いという感覚があるものと思う。

当市議会も議員報酬を検討中であり、任期は4年しか保証されていないこと。年金や退職金が無いことなどを考慮してしっかり検討したい。

また、委員長職等への加算や、政務活動費に関しても検討していく必要があると考える。

研修会等 参加報告書

令和4年2月24日

天童市議会議長様

天童市議会

氏名 佐藤俊弥



下記により、研修会等に参加したので報告します。

記

研修会等名	議員定数・議会改革について
主催団体名	(株) 地方議会総合研究所
日時	令和4年2月22日 10時～15時
会場：場所	天童ホテル内会議室
内容	<ul style="list-style-type: none">○適正な議員定数・議員報酬について○議会改革について
所感	<p>全国的に議員のなり手不足や投票率低下が懸念され無投票選挙など、住民の議会に対する関心がなくなってきた。本市にとって議員定数（現在22人）が妥当なのかは現在検討しているところであるが定数については特に規定がない。</p> <p>今回の研修で特に思った事は、議会に関心を持ってもらうかが特に重要で議員との意見交換や議会報告会のやり方をはじめ改善手法も含め検討する必要がある。たんに人集めだけではなく住民との交流を積極的におこなう上で、議員のなり手不足の解消など議会制度の自由度を高め議会機能を充実、強化できると感じたので推進に努める。</p>

研修会等 参加報告書

令和4年2月24日

天童市議会議長様

天童市議会

議員氏名

古澤義弘



下記により、研修会等に参加したので報告します。

記

研修会等名	議員定数・報酬・議会改革について
主催団体名	地方議会総合研究所
日 時	令和 4年 2月 22日 (火)
会場・場所	天童ホテル会議室
内 容 等	<p>1) 議員定数の算定方式について一常任委員会方式、人口比例方式、類似都市との比例方式、面積、人口方式等である。</p> <p>2) 議員報酬算定の基準方式について一執行部職員の給与を基準、議会費の割合を一定として算出、類似団体を抽出しての比較方式等がある。</p> <p>3) 議会改革の目的については、住民の負託を受けた代表として議員・議会の役割を十分に果たすことである。</p>
感想等	<p>1) 議員定数の算定においては、天童市議会議員定数検討委員会で、作業を行っているが、全国の地方議会においても、同じやり方で検討されている様であるが、重要なのは議会の役割として十分な討議が求められる一方、多種多様な住民の意見を反映すべき設置されている、各常任委員会の人数構成で、定数を決めるのがベターではないのかと思った。</p> <p>2) 報酬は審議会で審議されるが。まずは。住民が議会の報酬をいくらかを知らかを知らない方が多い。又議員の活動においても同じように知らない方が多いのでは。これは天童市住民においても同じ事が言えると思う。議会報で周知を計っているが、見てもらえない方が多いのではと思う。</p> <p>議員は一般職の事務職員と異なり任期は4年しか保証されていない。</p>

年金が存在しない。退職金が無い。議員は対外的に職業として認識されていない等を考慮されるべきであると思う。

3) 議会に関心を持つてもらう事が重用と考える。住民アンケートでは関心があるが10%以下、関心がない、あまり関心がないと合わせると70%以上となっている。又年齢別に見ると、60歳、70歳代は関心度が高いが、20歳～50歳迄はあまり関心がないとのデータがある。いかに低年齢層に関心を持つてもらえるかを議論していくかなければならないと思う。

議会報告会の課題は人口5万～10万未満の議会では、基本条例に基づき開催した議会は全市において23.4%である。

天童市議会では開催しているものの、参加者数の減少、参加者の属性が偏在化している。少數のクレーマーの場になっている。労力のわりに効用が低い、参加者の満足度が概して低い傾向がある訳で、今後の在り方についても議論をしていかなければと思う。

研修会等 参加報告書

令和4年2月24日

天童市議会議長様

天童市議会

氏名 佐藤孝一

(佐藤印)

下記により、研修会等に参加したので報告します。

記

研修会等名	①適正な議員定数・議員報酬の決定手法を考える ②議会改革について
主催団体名	(株) 地方議会総合研究所
日 時	令和4年2月22日(火) 13:00~17:00
会場・場所	天童ホテル
内 容 等	株) 地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬和彦氏より「適正な議員定数・議員報酬の決定手法を考える」と「議会改革について」をオンラインによるZOOMでの講演をいただいた。 「適正な議員定数・議員報酬の決定手法を考える」では 議員定数の意義と法的根拠の説明 地方選の投票率低下の改善手法や無投票選挙を回避するための手法 本市議会の現状を踏まえた議員定数の考察 様々な観点からの議員定数の考え方 議員報酬の意義と法的根拠の説明 議員報酬の改正経緯 議員報酬の特殊性 議員報酬を考えるにあたっての留意点 議員報酬の算定の方法 委員長職等への加算状況 など 「議会改革について」では 議会改革の目的 議会基本条例が求めるもの 議員間討議の必要性 議会報告会・意見交換会の課題と改善手法

	<p>議会 ICT の推進 検証および見直しの必要性 など</p>
感 想 等	<p>「適正な議員定数・議員報酬の決定手法を考える」では 多種多様な住民の意見を反映させるには定員数は多いほうがいいように感じられるが、それぞれの自治体の規模により適正な議員定数を考えなければならぬ。人口規模・人口分布による公民館や学区単位での議員定数の算出手法や、委員会構成はエビデンスに基づき説得力があり参考になった。 男女協働参画社会の観点から考えると、女性議員の数は少ないと感じている、女性が参加できる環境整備を考える必要がある。投票率向上の為の考察は今後研究していきたい。 特別職報酬等審議会での決定により報酬が決定。 議員報酬の様々な算定方法は参考になった。 議員の任期 4 年だけの保証、年金が存在しない、退職金がない、対外的に職業として認識されないなど問題点もある。</p> <p>「議会改革について」では 議会基本条例では議会と市民との約束について述べている。実践する義務があるという事を痛感した。改革を前進させるために何をなすべきか熟慮しなければならない。現在本市で行っている議会報告・意見交換会での課題として参加者数の減少や参加者の満足度の不足などが考えられる。効果的な手法を取り入れながら議会報告・意見交換会を活性化出来るように改革しなければならない。本議会では議員間討議を行った記録が見当たらないようだ。議会基本条例に討議を行う旨の記述があり、市民の福祉向上という目的の実現のために議員間討議を行うべきであると考える。 議会 ICT の推進では、現在のサイドブックを使った電子投票システムがありリモートでの委員会の開催になった時など有効であると感じた。また音声認識システムによる会議録の作成など日進月歩の IT 技術を利用することによりより利便性が高まると思う。 これまでの議会改革の評価と、条文の見直し、また今後の議会改革への取り組みを進めていかなければならない。</p>